

新たに設置された附属機関等に係る協議結果(一覧)
 ~会議の公開・公募委員の選任について~

資料7

①京都市子ども若者はぐくみ局社会福祉法人認可及び社会福祉施設整備補助等有識者会議（平成29年4月）子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室		
<p><目的></p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
<p>社会福祉法人の設立認可及び社会福祉施設の整備に係る補助金の交付に当たり、多角的な立場から意見聴取を行うことにより、選定過程の透明化、内部牽制機能の確保を図るため、子ども若者はぐくみ局に社会福祉法人認可及び社会福祉施設整備補助等有識者会議を置く。 本会議においては、次の各号に掲げる事項につき、意見聴取を行う。 (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。 (2) 社会福祉施設の整備に係る補助金の交付に関すること。</p>	<p><理由></p> <p>予算の箇所付けに関する意見を聴取するため、「京都市情報公開条例第2条法人等の事業活動に関する情報及び第6条事務又は事業遂行情報」に当たる。</p>	<p><理由></p> <p>社会福祉法人の設立に際し、設立の趣旨や基本財産等の状況が設立基準に資するものであるか、また社会福祉施設の整備計画を始めとした資金計画等が本市の整備基準に資するものであるかを議論いただき、本市が補助金を交付するかどうか市に対し、助言をいただくための会議であり、委員の選任に当たっては、専門的知識を有する委員が望ましく、また、社会福祉法人等事業主の設備投資計画などの秘匿情報管理の観点からも、市民委員の公募には適さない。</p>
<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は非公開であるが、予算の箇所付けに関する意見を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号及び第6号」の法人等の事業活動に関する情報及び事務又は事業遂行情報」に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、本会議は、市の、特定の法人への設立認可や施設整備に係る補助金の交付について意見聴取を行うものであり、特に専門性が高いことから、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>		
②京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会（平成29年4月）子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室		
<p><目的></p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者数5名）</p>
<p>子ども若者はぐくみ局が所管する指定管理施設に係る指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するために委員会を設置し、指定管理者になろうとする法人その他の団体の公募、指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について審議する。</p>	<p><理由></p> <p>法人等の事業活動に関する情報と審議、検討、協議情報を取り扱うため、京都市情報公開条例第7条第2号又は第5号に規定する非公開情報に該当する</p>	<p>（この欄は斜線が入っています）</p>
<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は一部非公開であるが、非公開部分では法人等の事業活動に関する情報を取り扱い、かつ、施設の指定管理者選定にあたっては特定の者に不当に利益を与えるおそれがある情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」の法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。 委員公募については問題なし。</p>		

③京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会（平成29年4月）行財政局 総務部総務課

<目的> 京都市立芸術大学移転整備工事における設計業務に係る受託候補者選定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	<会議> 非公開 <理由> 審議内容が、公募型プロポーザルによる業務受託候補者選定に係るものであり、公開の会議になじまないため	<市民公募委員> 公募しない <理由> 公共建築の設計業務受託候補者選定という審議事項の専門性の高さから、市民公募委員の参加になじまないため。
	<市民協働推進担当の意見> 会議は非公開であるが、審議内容が公募型プロポーザルによる業務受託候補者選定に係るものであり、特定の者に不当に利益を与えるおそれがある情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第5号」の審議、検討、協議情報に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、審議内容が公共建築の設計業務受託候補者選定に関するものであり、特に専門性が高いことから、市民公募委員の参加は困難であると認める。	

④市バスの乗車環境を考える懇話会（平成29年5月）交通局 営業推進室営業調査課

<目的> 「市バス・京都バス一日乗車券カードの価格適正化及び京都観光一日乗車券等の値下げ」、並びに「市バスの混雑緩和に向けた前乗り後降り方式の実証実験」を実施するに当たり、各乗車券の価格や実証実験の手法等について、交通の専門家や地下鉄・市バスの御利用者など様々な立場から幅広く意見を求める。	<会議> 公開 <理由> 市バスの一日乗車券の具体的な価格や実証実験の手法等について議論するものであり、専門的な知識を要するため。
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については行わないとされているが、市バスの一日乗車券の具体的な価格や実証実験の手法等について議論するものであり、専門的な知識を要するため、公募委員の選任が困難であると認める。

⑤京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金審査会（平成29年6月）子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課

<p><目的></p> <p>「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の交付に当たり、多角的な立場から意見聴取を行うことにより、選定過程の透明化、内部牽制機能の確保を図るため、京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金審査会を開催する。</p> <p>本審査会においては、京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付に関することについて、意見聴取を行う。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報が含まれるため</p> <p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が非公開とされているが、会議の内容に法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報が含まれるため、「京都市情報公開条例第7条第2号及び第5号」の法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に当てはまる。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募委員の選任について次年度に選任していただきたい。</p>	<p><理由></p> <p>昨年度、貧困家庭の子ども等の実態把握のために実施した関係団体等へのヒアリングにおいて、子どもの居場所づくり支援の推進に当たっては、継続した取組となるようにしていく必要があることや、団体等が事前準備や運営に関してあらかじめしっかりと考えておくことが重要という指摘を得ており、今回選定する委員の団体からも、多くの御意見をいただいていたところである。本事業においては、特にそのような着眼点により、これまでから多くの団体と連携し居場所づくりを含む子育て支援に取り組まれてきた団体や、貧困対策について研究されている学識経験者により、審査会委員を構成することとした。</p> <p>なお、市民公募委員については、今年度の状況を見据えながら、次年度以降に選任できるよう前向きに検討していく。</p>

⑥京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会（平成29年6月）交通局 企画総務部総務課

<p><目的></p> <p>本市の自動車運送事業及び高速鉄道事業の中長期的な経営計画に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募する（6月13日公募開始）</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議の公開については問題なし。委員公募については問題なし。</p>	